

# 国土交通省における環境問題の取組み

## — グリーン購入法について —

野崎 教之\*

### 1. はじめに

建設廃棄物は、排出量では産業廃棄物全体の約2割、また最終処分量では約3割を占めており、今後の住宅・社会資本の更新に伴う排出量の増大や近年の最終処分場の残余容量が減少などを鑑みると、循環型社会を構築することは緊急の課題であり、重点的にリサイクルの推進に取り組むことが必要不可欠である。これまでも国土交通省では建設リサイクルを推進する各種施策を講じてきたところであり、建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の再資源化の促進や、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2002」を策定するなどの取組みにより、建設廃棄物の再資源化率は平成7年度の57%から平成14年度には92%にまで進展している。しかしながら、品目別に再生資源化等率を見てみると、建設発生木材では89%、建設汚泥では69%、建設混合廃棄物では36%にとどまっており、これらについては更なる再資源化の取組みが必要である。

一方、リサイクルの推進にあたっては、排出側からの再資源化の取組みだけでなく、リサイクルされた資材の利用を促進し、その需要を確保することが重要である。「国等による環境物品等の調達に関する法律」（以下、グリーン購入法という）は、リサイクル材を含む環境負荷低減に資する製品等（以下、環境物品等という）を優先して調達することにより環境物品等への需要の転換を進めるものであり、需要面からの取組みにより環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を図ることを目的としている。ここでは、公共工事におけるグリーン調達の取組みについて紹介する。

### 2. グリーン購入法の概要

環境物品等の優先的購入は、これらの環境物品等の市場



\* Noriyuki NOZAKI

国土交通省大臣官房技術調査課  
建設コスト管理 企画室 課長補佐

の形成や開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという継続的效果をもたらす。つまりグリーン購入法は、国等自らが率先して環境物品等の調達を推進することを呼び水として、地方公共団体や民間部門に波及させることにより、環境物品等への需要の転換を図るものである。

国等による環境物品等の調達の推進の仕組みは以下のとおり（図-1参照）。

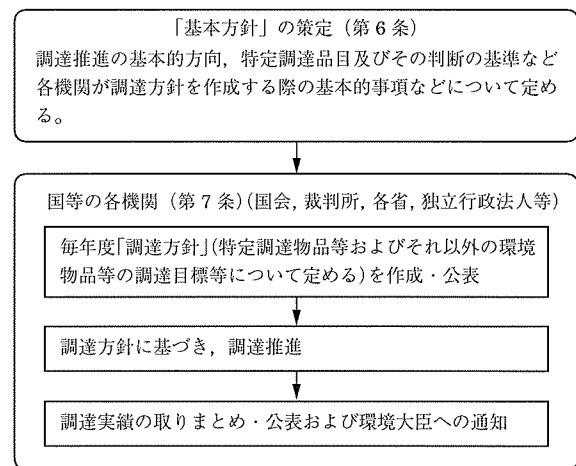


図-1 グリーン購入法の仕組み（国等における調達の推進）

政府は「環境物品等の調達に関する基本方針」（以下、基本方針という）を定めることとされており、基本方針では、国等による環境物品等の調達に関する基本的方向などのほか、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（特定調達品目）とその判断の基準を定めている。判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるが、特定調達品目毎に定められた判断の基準を満たすもの（特定調達物品等）を各機関が調達を推進する事になるため、その対象となる物品等を明確にするために定められる。

国等の各機関は、基本方針に即して、毎年度、特定調達物品等の調達目標等を含む「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下、調達方針という）を作成・公表し、同調達方針に基づきグリーン調達を推進することとされている。

なお、地方自治体については、調達方針の作成および調達方針に基づくグリーン調達の推進は努力義務とされている。

### 3. 特定調達品目の追加，見直しの検討

特定調達品目は，その開発・普及の状況，科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくこととされており，国土交通省では，公共工事に係る特定調達品目の追加，見直しの検討の際の参考にするため，環境省および経済産業省と共同で特定調達品目に関する提案の募集を毎年行っている。公共工事の目的物となる工作物は，国民の生命，生活に直結し，長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため，資材等の使用にあたっては，必要とされる強度や耐久性，機能を備えていることについて，とくに留意する必要がある。特定調達品目の選定にあたっては，とくに以下の観点から検討を行っている。

#### 公共工事における特定調達品目検討の基本的考え方

- ① 環境負荷低減効果が客観的に認められるもの
  - ・データ等により客観的に効果が示されたものを原則とする
- ② 普及の促進が見込まれるもの
  - ・十分に普及し，それ自体がすでに通常品になっているものは除く
  - ・普及が可能な地域が限定されるものであっても，通常品の代替として普及が見込まれるもの
- ③ 品質確保（安全性，耐久性等）が確実なもの
  - ・JIS，JAS等の公的基準を満足または準拠すること
  - ・公共工事における使用実績が十分にあること等，実際と同等の条件下での検証および評価が十分になされていること
- ④ コストが適正と判断されるもの
  - ・コストが通常品に比べ著しく高いものは除く
  - ・現在，割高なものは，普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認

また，提案の内，引き続き検討が必要と判断したものについては，ロングリストとして整理し，継続的な検討を行うこととしている。特定調達品目の検討フローを図-2に示す。

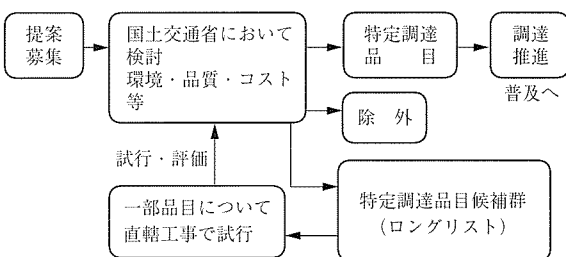


図-2 特定調達品目の追加・見直し検討フロー

グリーン購入法が全面施行となった平成13年度時点では，公共工事にかかわる特定調達品目は資材11品目，建設機械2品目の計13品目だったが，毎年，品目の追加を行い，現在では資材44品目，建設機械2品目，工法6品目，目的物3品目の計55品目となっている（表-1参照）。そのうちリサイクル資材は，「建設汚泥を再生した処理土」，

「再生加熱アスファルト混合物」，「再生骨材等」，「パーティクルボード」等32品目になる。

このように年々，特定調達品目の追加を行い，現在では主要なリサイクル資材についてはほとんどカバーしてきている状況ではあるが，資材を大量に使用する建設産業への他産業からのリサイクルの受け入れの期待は大きく，またグリーン調達による環境負荷低減効果をさらに高めるためには，今後も引き続き特定調達品目の追加を検討していくことが必要であり，既に特定調達品目となっているものについても適宜判断の基準の見直しをしていくことが必要である。そのためには，特定調達品目の追加・見直しのための評価基準や既に特定調達品目となっているものについての判断の基準の見直しのルールが必要であり，現在，検討を行っているところである。

### 4. 調達目標の設定

グリーン調達の推進にあたっては，各機関が毎年，調達方針を定めることとされている。国土交通省の平成17年度の調達方針は5月に公表しており，公共工事については，事業毎の特性，必要とされる強度や耐久性，機能の確保，コスト等に留意しつつ，特定調達品目の判断の基準を満たす資材，建設機械若しくは工法を使用し，または目的物を構築する公共工事の調達を積極的に推進することとし，計55品目の特定調達物品等の調達にあたっての方針を示したところである。

各機関が毎年定める調達方針には，特定調達物品等の調達目標を定めることとされている。しかしながら，公共工事については施工上の難易等により資材等の使用形態に差異があることや資材等によっては調達可能な地域や数量が限られている場合があることなどから，調達実績を把握し，その結果を踏まえて設定することとしており，これまでは定量的な目標は定められていなかった。

国土交通省では今年度の調達方針から，3カ年の調達実績を把握している品目について，調達目標の設定を行い，調達を推進することとした（表-2）。グリーン調達の推進は，事業毎の特性や求められる品質等を踏まえて，環境物品等への置き換えが可能なものについて調達を行うものであり，調達目標を設定する上での対象となる母数は特定調達物品等への置き換えが可能な資材等としている。また調達目標の設定にあたっては，調達実績の推移を踏まえるとともに，調達可能な数量がかざられている資材等もあることなどの事情に留意して設定した。

「再生加熱アスファルト合材」および「鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物」についてはあわせて70%，「再生骨材等」および「鉄鋼スラグ混入路盤材」についてはあわせて75%と調達目標を設定しているが，これらの資材の再生材料であるコンクリート塊およびアスファルト・コンクリート塊については，それぞれ98%，99%と高い再生資源化等率となっており，また鉄鋼スラグについてもその生産量の99%が有効利用されている状況にあることから，これらの品目についてはこれまでと同等水準の調達率を維持することを目標とした。

表-1 公共工事にかかわる特定調達品目

	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17 (H 17.2 閣議決定)
資 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生加熱アスファルト混合物</li> <li>再生骨材等</li> <li>高炉セメント</li> <li>フライアッシュセメント</li> <li>間伐材(小径丸太材)</li> <li>陶磁器質タイル</li> <li>パーティクルボード</li> <li>繊維版</li> <li>木質系セメント板</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設汚泥から再生した処理土</li> <li>高炉スラグ骨材</li> <li>フェロニッケルスラグ骨材</li> <li>銅スラグ骨材</li> <li>鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物</li> <li>鉄鋼スラグ混入路盤材</li> <li>透水性コンクリート</li> <li>下塗用塗料(重防食)</li> <li>パークたい肥</li> <li>下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料</li> <li>環境配慮型道路照明</li> <li>断熱サッシ・ドア</li> <li>断熱材</li> <li>照明制御システム</li> <li>吸収冷温水機</li> <li>自動水栓</li> <li>自動洗浄装置およびその組み込み小便器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土工用水砕スラグ</li> <li>低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料</li> <li>氷蓄熱式空調機器</li> <li>ガスエンジンヒートポンプ式空調和機</li> <li>排水用再生硬質塩化ビニル管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤改良用製鋼スラグ</li> <li>エコセメント</li> <li>フライアッシュを用いた吹付けコンクリート</li> <li>再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)</li> <li>再生材料を用いた防砂シート(吸出防止材)</li> <li>製材</li> <li>集成材</li> <li>合板</li> <li>単板積層材</li> <li>変圧器</li> <li>水洗式大便器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気炉酸化スラグ骨材</li> <li>再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)</li> </ul>
建設機械	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出ガス対策型建設機械</li> <li>低騒音型建設機械</li> </ul>				
工 法			<ul style="list-style-type: none"> <li>建設汚泥再生処理工法</li> <li>コンクリート塊再生処理工法</li> <li>路上表層再生工法</li> <li>路上再生路盤工法</li> <li>伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低品質土有効利用工法</li> </ul>	
目的物			<ul style="list-style-type: none"> <li>排水性舗装</li> <li>透水性舗装</li> <li>屋上緑化</li> </ul>		
追加品目数	11	17	13	12	2
累計品目数	11	28	41	53	55

表-2 調達目標  
(国土交通省平成17年度グリーン調達方針抜粋)

再生加熱アスファルト合材 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	調達を実施する品目については、調達可能な数量がかざられていることを考慮し、調達目標は70%とする。
再生骨材等 鉄鋼スラグ混入路盤材	調達を実施する品目については、調達可能な数量がかざられていることを考慮し、調達目標は75%とする。
高炉セメント フライアッシュセメント	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
生コンクリート(高炉) 生コンクリート(フライアッシュ)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
陶磁器質タイル	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
パーティクルボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
繊維版	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
木質系セメント板	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
排出ガス対策型建設機械	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
低騒音型建設機械	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

また今回、調達目標を設定しなかった品目についても、調達の実績を把握し、次年度以降に目標を設定することとしている。

## 5. 最後 に

グリーン調達は平成13年度から始めて、その調達実績についても着実に伸ばしてきているところである。グリーン調達の実績については、毎年公表しており、その詳細については、国土交通省のホームページを参照されたい。公共工事にかかわる特定調達品目についても前述のとおり、毎年その範囲を広げてきており、今後も引き続き、グリーン調達を推進し、公共工事における環境負荷低減対策を進めてまいりたい。

また、グリーン購入法は国等が率先して環境物品等を優先的に調達を推進し、これを呼び水として環境物品等への需要の転換を促進することにより、社会全体の環境負荷の低減にひろげていくことが重要であり、グリーン調達の取組みが地方公共団体や民間へ波及することを期待したい。

【2005年10月20日受付】